

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第7号

7

JULY 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様へ信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



阿嘉大橋（沖縄県）

表紙イラスト 永吉 秀司

コバルトブルーの海にゆるやかなカーブを描いてのびる白い橋。阿嘉島と慶留間島をつなぐ阿嘉大橋は、海の透明度が高くダイビングに人気の慶良間諸島の穴場的な絶景ポイントとして知られます。橋の上からは悠々と泳ぐウミガメの姿が見られることもあるそうです。

CONTENTS

2

特別寄稿

2040年問題

～就労人口減が最大課題！
マネジメント改革で効率化を！～

国際医療福祉大学大学院 教授 武藤 正樹



5

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載120回

夏に注意したい感染症

咽頭結膜炎(プール熱)・ヘルパンギーナ・手足口病

順天堂大学医学部総合診療科(東京都) 客員教授 磯沼 弘

6

医療サービスの向上を求めて

患者さんに信頼され、
親しまれる病院を目指して

重工記念長崎病院

10

特集

平成30年度事業の実施状況について

18

審査委員長に伺いました。

終の仕事、生涯の仕事として支払基金を
選んだ職員を大切にしていきたい

長野県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 菅生 元康

20

令和元年 春の勲章・褒章に輝かれた方々

21

クローズアップ ～支払基金の職員を紹介します～

「業務仕分け」を通して
組織風土改革の目的達成を目指す

富山支部管理課 管理係長 橋本 英治

22

おたずねに答えて - Q & A -

24

医療保険等の動き マンスリーノート

26

保険請求の基礎知識

28

支払基金における審査状況(平成31年3月審査分)

30

医療費の動向 診療報酬等確定状況(平成31年3月診療分)

32

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

33

インフォメーション

事例②
歯科

歯科口腔リハビリテーション料2の算定について

保険請求の基礎知識

今回は①「療養情報提供加算を算定した場合の「摘要」欄への記載について」②「歯科口腔リハビリテーション料2の算定について」を掲載します。

診療報酬明細書 (歯科)		都道府県番号	医療機関コード	3 社・回	① 単独	② 本外	8 高外
公費負担者番号	公費負担医療の交付番号	1098	7()	2 公費	3 後期	2 2併	4 六外
氏名	性別	年齢	生	1 男	3 昭	50	10
傷病名	部位	Brx	診療開始日	1 年 7 月 8 日			
初診	237 時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜
再診	48 x 1 時間外	x 休日	x 深夜	x 乳	x 乳・時間外	x 乳・休日	x 乳・深夜
管理・リハ	歯管	100	+	+	+	+	+
検査	全顎	放射線	色調	x	P 混練	x	P 部検
処置	SRP	x	顎運動	x	本	x	他
手術	PCur	前	x	小	x	大	x
装具	口腔内装置2	装着しりに対する口腔内装置	950	x	1	印象(口腔内装置等)	42
合計	公費分	請求	点	合計	1,457		
患者負担額(公費)	患者負担額	円	決定	1,403	円		

歯科口腔リハビリテーション料2の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように示されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2 歯科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特掲診療料 第7部 リハビリテーション 第1節 リハビリテーション料 H001-3 歯科口腔リハビリテーション料2 (1) 顎関節症を有する患者であって、区分番	号I017に掲げる口腔内装置の「注」に規定する顎関節治療用装置を装着している患者に対して、療養上の指導又は訓練を行い、口腔機能の回復又は維持・向上を図った場合に算定する。なお、別の保険医療機関で製作した口腔内装置を装着している場合においても、当該リハビリテーション料により算定する。
--	---

本事例については、顎関節症を有する患者以外に歯科口腔リハビリテーション料2が算定されています。平成30年3月5日付け保医発0305第1号の通知に、「顎関節症を有する患者であって、区分番号I017に掲げる口腔内装置の「注」に規定する顎関節治療用装置を装着している患者に対して、療養上の指導又は訓練を行い、口腔機能の回復又は維持・向上を図った場合に算定する。(後略)」と示されていることから、歯科口腔リハビリテーション料2は算定できませんので、ご注意ください。

事例①
医科

療養情報提供加算を算定した場合の「摘要」欄への記載について

診療報酬明細書 (医科入院外)		令和 1 年 6 月分 請求	医科	1 医科	1 社保	1 単独	6 家外
公費①	公費②	1,195	1	1	1	6	6
氏名	性別	年齢	生	2 女	3 昭	33	01
傷病名	部位	(1) 慢性気管支炎 (2) 筋萎縮性側索硬化症(主) (3) 痙攣 (4) 末梢神経障害	診療開始日	1 平 27.05.21 2 平 27.06.17 3 平 28.06.17 4 平 30.04.17			
1 1 初診	x 回	365	12	再診料	73	x	5
1 2 再診	73 x 5 回	260	13	明細書等発行体制等加算	52	x	5
1 3 医学管理	570	250	13	難病外来指導管理料	270	x	1
1 4 夜間	50	50	13	診療情報提供料(I)	50	x	1
2 0 21 内服薬	単位			※ 療養に係る情報を得た訪問看護ステーション名を記載すること。			
2 0 22 注射薬	単位						
2 0 23 外用薬	単位						
請求	1,195	決定	1,195	一部負担金額	円		

療養情報提供加算を算定した場合の「摘要」欄への記載については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正についてにおいて、「療養に係る情報を得た訪問看護ステーション名を記載すること。」と示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
119	B009	診療情報提供料(I)の療養情報提供加算	療養に係る情報を得た訪問看護ステーション名を記載すること。		-

※ 「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。
※ 「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

本事例については、療養情報提供加算を算定しています。当該加算を算定した場合は、通知の別表I〔項番119〕に記載されているとおり、療養に係る情報を得た訪問看護ステーション名の記載が必要となりますので、ご注意ください。